

**人口減少社会等における持続可能な公営企業制度のあり方に関する研究会
(第2回) 概要**

1 開催日時等

- 開催日時：令和元年6月13日(木) 14:00～16:00
- 場 所：中央合同庁舎第2号館 601会議室
- 出席者：鈴木座長、宇野委員、江夏委員、小西(砂)委員、小西(雄)委員、
小林委員、小室委員、勢一委員、広瀬委員
沖部公営企業担当審議官、山越公営企業課長、本島公営企業経営室長、
五月女課長補佐 ほか

2 議題

- (1) 公営企業の経営規律の確立に向けた検討について
- (2) 公営企業の範囲について

3 配布資料

- (資料1) 主な論点及びスケジュール
- (資料2) 公営企業の経営規律の確立に向けた検討について
- (資料3) 公営企業の範囲について
- (資料4) ドイツにおける地方公営企業の法制度(宇野委員提出資料)
- (資料5) 釧路市における公営企業の現状について(小西(雄)委員提出資料)
- (参考資料) 参照条文 等

4 概要

- (1) 事務局より資料1、資料2及び資料3について説明
- (2) 宇野委員より資料4について説明
- (3) 小西(雄)委員より資料5について説明
- (4) 出席者からの主な意見

<ドイツにおける公営企業の法制度について>

- ドイツにおける公営企業の経営管理の全体像は、大きく分けて公営企業、企業管理者があり、もう一方に市町村議会があるという構図になっている。市町村議会が経営委員会をつくることになっており、経営委員会は公営企業を監督する役割を持つ。
- 経営原則には公共目的を満たすことや持続可能であることが明記されているため、資産及び給付能力が維持されていなければならない。そのため、技術的、経済的な企業の発展に必要な積立金のほか、金融市場において自己資本に対する利子を獲得できることが必要であるとも規定されている。
- 料金のあり方について、ドイツではかなり厳格に原価計算されているのが特徴的。
- 原価計算の原則として、特別財産の維持を図ることに留意されなければならないとされ、そのための措置として、例えば、減価償却が不足している限りにおいて更新のために積立金が形成されなければならないと規定されている。
- 他人資本と自己資本との関係では、大規模な場合には借入れが可能であることや、適当な割合でなければならないことが規定されている。
- 公租公課法において、料金算定期間を厳格に捉えて使用料を規定しており、料金算定期間において設定された使用料の水準を原価が超えている場合、次期の3年間ないし4年間で調整をするものとされている。期間を超えて精算をしていくという考え方になっており、次期において改めて原価計算をし直すという建付。他方、前期で積み残したものがあれば、それは次期の財源として使っていくように調整をすることとされている。
- ドイツでは料金改定は、議会の認定・議決が必要であり、その際、各種の原価計算書を提出している。精算するということが法律に定められており、原価も決まっているため、機械的に改定が行われることから、あまり政治的な問題にならないと聞いている。

<公営企業の経営規律の確立に向けて>

- 公営企業の場合には、5箇年単位に限らず経営されているような事業が多いため、30年、50年といった長期間で経営計画を検討する仕組みが必要。
- 地独法は設立自治体とは別法人である一方、公営企業は設立自治体の内部組織であり、その規模が小さくなればなるほど、実態として首長部局の一部局という側面が強くなる。新たに経営ミッションというものを設定させるのであれば、そのような小規模自治体・公営企業であっても対応可能なものにしていただくことが必要。また、経営ミッションと公営企業経営の弾力

性・自主性という観点から、経営ミッションの内容についても、どういったことを首長部局で示すべきものなのかよく検討が必要。

- 定量的な評価やPDCAに関する仕組みについて、スムーズな料金改定につながるものを示すことが出来れば一つの成果になると考える。例えば、一定の経営の健全度等の基準を設定し、それを下回った団体に対して、経営に関するPDCAや料金改定を促す仕組みといったものが考えられる。
- 経営計画を一定の短期サイクルで見直しつつ、同時に長期サイクルも見ていくという、両輪の取組が望ましいと考える。
- 具体的な内容は検討が必要だが、経営戦略を法定化し、経営ミッションの設定を求めることは、公営企業の持続可能性の検討について考えてもらうことにつながると考える。
- ドイツでは、永続的にサービス提供をしていくために、幅広い分野で公営企業が活用されているのではないかと考えられる。事業範囲も拡張しており、例えば、幼稚園等も公営企業の形態で経営しているケースも見られる。
- 日本の公営企業では、現在上下水道がメインであるところ、上下水道の場合は、30年、50年と経営を持続していかなければならないものであり、そのための人材確保も非常に重要。
- 仮に地独法の評価委員会のようなものをつくるとすると、自治体の負担が大きいと思うが、持続的な経営の確保という観点から、例えば、専門家に限らず、住民代表も入る検討委員会のようなものを立上げ、公営企業の経営実態や将来見通しの厳しさを説明し、理解いただくというプロセスを経ることも考えられる。